

第 6 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成18年 5月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同月19日付けで実施機関が審査請求人に回答した「行政文書非公開決定通知書」（18教施第21号。以下「本件決定通知書」という。）に関して当該決定を行うに至った庁内の会合記録、報告書等関係する文書一切（以下「本件請求文書①」という。）及び本件決定通知書中「非公開を前提」とするとの記載に関して本市の協議、検討を非公開とすることを決めた根拠、経緯の分かる庁内外の会合記録、報告書等関係する文書一切（以下「本件請求文書②」という。）の公開請求を行った。
- 2 同年 6月 9日、実施機関は、本件請求文書①の公開請求に対して、「行政文書公開請求について」（平成18年 5月19日付け決裁文書。以下「本件決裁文書」という。）を特定し、そのうち請求者の住所、氏名、電話番号及び連絡先電話番号（以下「本件個人情報」という。）を次の理由により非公開とするとともに、本件決裁文書により非公開決定をする前に行われた庁内の会合記録、報告書等関係文書（以下「本件関係文書」という。）については、請求の対象となる行政文書が存在しないとの理由により非公開とし、また、本件請求文書②の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないとの理由により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件個人情報は、特定の個人を識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

- 3 同月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、平成18年 1月18日に名古屋市会財政教育委員会に対して「改築後の教育館について」と題する資料を示していることから、この文書を作成するために庁内で何らかの協議を行ったり、報告書を作成したりしていることは明らかである。これらの文書に対する公開請求に対して、一部を非公開とする実施機関の判断はあり得るとしても、あらゆる文書を全面的に非公開とするのは、極めて異例な判断と言わざるを得ず、このような判断を行う以上、庁内で何らかの意思決定があったと考えるのは合理的であり、行政組織内の手続上、その意思決定を行った文書も存在したと考えられる。したがって、本件請求文書②に対し、請求の対象となる行政文書が存在しないとの理由により非公開としたことは合理性を欠くといえる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

行政文書の公開・非公開の決定は、実施機関内部の意思決定により行われるものである。本件決定通知書は、本件決裁文書により意思決定されたものであり、本件請求文書①に該当する文書としては、本件決裁文書以外には存在せず、本件関係文書は存在しない。

また、本件個人情報、行政文書公開請求を行った者の氏名及び連絡先であり、これらは、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第 7条 第 1項第 1号に該当する。

2 本件請求文書②について

新教育館の検討は、学識経験者、業界関係者等が参加し、内部的な検討の会議であるという前提で行っており、開催に当たっては、非公開を前提に自由に発言を求めていることから、本件決定通知書で非公開とした行政文書には、非公開を前提とした協議、検討に関する情報が記載されている。しかしながら、非公開を前提とすることをどのように決めたのか、その根拠及び経緯を記した行政文書は作成していないため、本件請求文書②は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

(1) 本件個人情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件関係文書及び本件請求文書②について、請求の対象となる行政文書が存在するか否か。

2 本件個人情報について

(1) 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

当審査会は、本件個人情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

イ 本件個人情報は、行政文書の公開請求を行った者の住所、氏名、電話番号及び連絡先電話番号であり、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

ウ 次に、本件個人情報が通常他人に知られたくないと認められるか否かを判断する。

本件個人情報を公開すると、特定の者が行政文書公開請求を行った事実及びその者の居住地に関する情報等が明らかになり、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。したがって、本件個人情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

3 本件関係文書について

(1) 当審査会の調査によると、本件決定通知書で非公開決定を行った際の経緯がわかる文書は、本件決裁文書のみであり、非公開決定を行うに当たっ

て庁内で行われた会合の記録、報告書等は存在しないことが認められる。

(2) 以上のことから、本件関係文書は存在しないと認められる。

4 本件請求文書②について

(1) 当審査会の調査によると、新教育館の建設に関する庁内及び外部関係者との協議、検討は、非公開で行われていたが、当該協議、検討の審議を非公開とする旨を定めたものではなく、また、協議、検討の状況を記録した会合記録、報告書等も存在しないことが認められる。

(2) 以上のことから、本件請求文書②は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 6月27日	諮問書の受理
6月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月31日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 2日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月17日 (第71回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月19日 (第73回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成19年 4月10日 (第77回審査会)	調査審議
5月22日 (第78回審査会)	調査審議
6月12日 (第79回審査会)	調査審議
平成20年 9月 9日 (第94回審査会)	調査審議
9月24日	答申